砂川ロータリークラブ細則

第１条　役員および理事の選挙

第１節　会長の選挙

役員および理事を選出すべき会合の 6 週間前の例会において、その議長たる役員に対して次々年度会長の指名を求め、その指名は本クラブ細則第 1 条第 3 節に基づいて設置された指名委員会によって行われるものとする。指名された次々年度会長は年次総会において、出席した会員の過半数の賛成を獲得したとき、当選したものと宣言されるものとする。

当選した次々年度会長は会長ノミニーと呼称され、次年度の 7 月 1 日に始まる年度で理事会のメンバーを務め、後任の会長ノミニーが当選した場合に会長エレクトの役職が与えられる。そして、会長エレクトを務めた年度直後の 7 月 1 日に会長に就任するものとする。

第２節　副会長、幹事、会計、会場監督および理事６名の選挙

前年度総会において当選し、既にその職を務めている会長ノミニーは、副会長、幹事、会計、会場監督および 6 名の理事について、それぞれの候補者を指名し、年次総会において出席した会員の過半数の賛成を獲得した各候補者は、それぞれ該当する役職に当選したものと宣言させるものとする。当選した副会長、幹事、会計、会場監督および 6 名の理事は、その総会のあと 7 月 1 日にそれぞれの役職に就任し、理事会のメンバーを務めるものとする。

第３節　指名委員会

指名委員会は、会長と会長経験者をもって構成し、会長が議長を務めるものとする。また本委員会は、有資格者の 3 分の 2 以上の出席をもって成立するものとする。

第４節　欠員の補填

（1）理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

（2）役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事の決定によって補填するべきものとする。

第２条　理事

本クラブの管理主体は本クラブ会員 12 名よりなる理事会とする。

すなわち本細則第 1 条第 1 節および同第 2 節に基づいて選挙された、会長、会長ノミニー（エレクト）、副会長、幹事、会計、会場監督および 6 名の理事である。

第３条　役員の任務

第１節　会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う

ことをもって会長の任務とする。

第２節　会長ノミニー（エレクト）

会長ノミニー（エレクト）は理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第３節　副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第４節　幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年 1 月 1 日および 7 月 1 日現在をもって国際ロータリー事務総長に対して行われなければならない半期会員報告、半期報告を提出した 7 月 1 日または 1 月 1 日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について 10 月 1 日と 4 月 1 日に事務総長に提出する四半期会員報告、国際ロータリー事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれを国際ロータリーに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第５節　会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年 1 回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管する全ての資金、計算帳簿、その他のあらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第６節　会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第４条　会合

第１節　年次総会

本クラブの年次総会は毎年 12 月第 1 例会日に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第２節　例会

本クラブの毎週の例会は水曜日 12 時 30 分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しは全てクラブ会員全部に然るべく通告されなければならない。

本クラブの庇護なき会員は全て、名誉会員（または標準ロータリークラブ定款第 7 条第 3 節の規程に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠

席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも 60%出席していたことが実証されなければならない。

第 3 節　総会および例会の定足数

会員総数の 3 分の 1 をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第 4 節　理事会の開催

定例理事会は毎月原則として第 1 例会日に開催されるものとする。
臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2 名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第 5 節　理事会の定足数

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第 5 条　入会金および会費

第 1 節　入会金

入会金は 5 万円とし、入会承認に先んじ納入するべきものとする。

第 2 節　会費およびロータリアン誌

会費は年額 14 万円とし、毎年 2 回、7 月および 1 月に納入すべきものとする。本クラブは「ロータリークラブの友」誌がロータリーの地域雑誌として認定されていることにより、年会費にはこれの購読料を含めるものとする。また「ザ・ロータリアン」誌の購読料は、購読希望者が別途納入するものとする。

第 6 条　採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第 7 条　委員会

第 1 節　常任委員会および特定分野担当委員会

（a）会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会
職業奉仕委員会
社会奉仕委員会
国際奉仕委員会

（b）会長または、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

（C）クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会はそれぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも 2 名以上の他の委員から成るものとする。

（d）会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
（e）各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行勤してはならない。
（ｆ）会長は，その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの業務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委・員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。
　可能かつ実際的である限り、1 名または数名の委員を再任するかまたは 1 名または数名の委員を 2 カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるものとする。

第 2 節　クラブ奉仕委員会

（a）クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
（b）クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
（c）会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

出席委員会
クラブ会報委員会
親睦活動委員会
雑誌委員会
会員選考委員会
会員増強委員会
プログラム委員会
広報委員会

次の委員会に毎年 1 名ずつの委員を任命するものとする。

職業分類委員会
ロータリー情報委員会
資料保存委員会

（d）会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。
（e）クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1 名または数名の委員を再任するかまたは 1 名または数名の委員を 2 カ年の任期を持って任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるべきものとする。
（f）職業分類委員会、ロータリー情報委員会および資料保存委員会は、各々3 名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年 1 名の委員を 3 年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする。1 名は 1 年、1－名は 2 年、1 名は 3 年の任期をもって、それぞれ任命する。

（g）雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

第３節　社会奉仕委員会

（a）社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動の全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(b)　社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会の委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

（C）会長は、理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。

人間尊重委員会
地域開発委員会
環境保全委員会
共同奉仕委員会

第８条　委員会の任務

第１節　クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が，クラブ奉仕に関する事柄についてその諸責務遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

（a）出席委員会

この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席することーこれには、地区毎会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる一を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他のクラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

（b）職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも８月 31 日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

（C）クラブ会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

（d）親睦活動委員会

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロ山タリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を全員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が線する任務を果たすものとする。

（e）雑誌委員会

この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブ例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校その他の図書閲覧室のた毎に国際奉仕ならびにその他の特別購読の取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

（f）会員選考委員会

この委員会は、会ー員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

（g）会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

（h）プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

（i〉　広報委員会

この委員会は、（1）広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして（2）本クラブめために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

（j）ロータリー情報委員会

この委員会は、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と賓務に関する情報を提供し会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の 1 年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

（k）資料保存委員会

この委員会は、本クラブが保存する諸記録、諸資料を整理保管して散逸を防止するとともに、継続して必要な資料を追加補填して保存し、かつ会員の閲覧に便ならしめるため、必要な管理を行うものとする。

第 2 節　職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸賓務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第３節　社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

（a）人間尊重委員会

この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるように心を配るものとする。

（b）地域開発委員会

この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう心を配るものとする。

（C）環境保全委員会

この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。

（d）協同奉仕委員会

この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに心を配るものとする。

第４節　国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第９条　出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

第 10 条　財務

第１節　資金管理および銀行の指定

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第２節　支払方法および監査

すべての勘定書は役員 3 名の署名する伝票に基づき支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年 1 回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第３節　保証の提供

資金の預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全管理のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第４節　会計年度

本クラブの会計年度は７月１日より６月 30 日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを７月１日より 12 月 31 日に至る期間および１月１日より６月 30 日に至る期間の二半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年７月１日および１月１日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第５節　予算

かく会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第 11 条　会員選挙の方法（すべての会員、身分について）

第１節　推薦

本クラブの会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第２節　確認

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第３節　決定

理事会は、推薦状の提出後 30 日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第４節　説明と承諾

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員（推薦された会員身分の種類を含む）の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類（正会員の場合）をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第５節　同意と入会金

被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対して異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第 6 節　入会

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員を RI に報告しなければならない。

ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を 1 名指名するものとする。

第 7 節　名誉会員

名誉会員に推薦された候補者の氏名は書面をもって理事会に提出されなければならない。そしてその選挙は正会員の場合と同様の形式および方法をもって行われるものとする。但し、名誉会員の候補者推薦についてはいかなる定例または臨時理事会においても審議することができ、理事会はその裁量によって本条第 1 節に定められている段階のうち、いずれの段階をも省略して直ちに被推薦者についての投票を行うことができる。その定例または臨時理事会に出席する理事会メンバーの投じる反対票が 2 票を超えない場合は、その被推薦者は正式に選挙されたものと認められるべきものとする。

第 12 条　決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付する事なく理事会に付託しなければならない。

第 13 条　例会の次第

点鐘および開会宣言
国歌（毎月第 1 例会日）およびロータリーソング斉唱
ゲストおよび来訪ロータリアンの紹介
会長挨拶および報告
幹事報告
委員会報告
会員祝福（毎月第 1 例会日）
その他報告事項
スピーチまたは他のプログラム
閉会宣言および点鐘

第 14 条　改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款および国際ロータリーの定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

一部改正

2002 年 6 月

2005 年 12 月　訂正箇所

1）第 1 条　第 1 節、2）第 1 条　第 2 節、3）第 2 条、4）第 3 条　第 2 節

目　　次

砂川ロータリークラブ細則 1
第１条　役員および理事の選挙 1
　第１節　会長の選挙 1
　第２節　副会長、幹事、会計、会場監督および理事６名の選挙 1
　第３節　指名委員会 1
第２条　理事 1
第３条　役員の任務 1
　第１節　会長 1
　第２節　会長エレクト 2
　第３節　副会長 2
　第４節　幹事 2
　第５節　会計 2
　第６節　会場監督 2
第４条　会合 2
　第１節　年次総会 2
　第２節　例会 2
　第３節　総会および例会の定足数 3
　第４節　理事会の開催 3
　第５節　理事会の定足数 3
第５条　入会金および会費 3
　第１節　入会金 3
　第２節　会費およびロータリアン誌 3
第６条　採決の方法 3
第７条　委員会 3
　第１節　常任委員会および特定分野担当委員会 3
　第２節　クラブ奉仕委員会 4
　第３節　社会奉仕委員会 5
第８条　委員会の任務 5
　第１節　クラブ奉仕委員会 5
　第２節　職業奉仕委員会 6
　第３節　社会奉仕委員会 7
　第４節　国際奉仕委員会 7
第９条　出席義務規定の免除 7
第10条　財務 7
　第１節　資金管理および銀行の指定 7
　第２節　支払方法および監査 7

第 3 節　保証の提供 7
第 4 節　会計年度 8
第 5 節　予算 8
第 11 条　会員選挙の方法（すべての会員、身分について） 8
第 1 節　推薦 8
第 2 節　確認 8
第 3 節　決定 8
第 4 節　説明と承諾 8
第 5 節　同意と入会金 8
第 6 節　入会 9
第 7 節　名誉会員 9
第 12 条　決議 9
第 13 条　例会の次第 9
第 14 条　改正 9